資料 3

消費生活あんしんサポーター（仮称）の設置

1　設置の目的

悪質商法等による消費者被害が、若年者から高齢者にわたり広く発生しており、最近では手口の巧妙化・悪質化が進み、被害の内容も多様化している。

消費者への啓発は「広報ながの」による周知のほか地方新聞や有線等を通じて行っているが、被害の未然防止や被害の迅速な対応のためには、市民一人ひとりにきめ細かく情報を伝えることが重要である。

そこで、地域と長野市消費生活センターの相談窓口を結ぶパイク役となる消費生活あんしんサポーター（以下、「サポーター」という。）を設置し、地域において消費生活のトラブル等の相談を聞いて、消費生活センターなどの身近な相談窓口を紹介したり、消費生活に関する情報提供をおこなっていただくことにより、地域での消費者被害防止の取り組みを推進する。

2　サポーターの活動

(1) 身近な市民への啓発活動　…　地域の高齢者の見守りや相談、消費生活センターへの取り次ぎ、町内会や老人会の集まりなどでの啓発チラシ配布

(2) 消費生活センターのＰＲ　…　長野市消費生活センターが実施している各種事業（消費生活相談、法律相談、出前講座、生活知識講座）の利用周知

3　対象者

消費者問題に関心のある市内に在住する 20 歳以上の市民

4　養成講座の実施

サポーターを養成するため、講座を開催する。

長野市消費者行政の概要、消費生活センターの役割、消費生活相談の傾向（悪質商法の手口など）、クーリング・オフ制度、県下の消費者行政の実情、長野県消費生活条例の概要、消費者を保護する法律（消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法等）、借金・多重債務問題（多重債務者包括支援プログラムの概要と生活再建支援）、振り込め詐欺の傾向と対策、ケータイ電話の安全・上手な使い方、法テラスの役割と法律相談　等

5　サポーターに対する支援

サポーターに対する市の支援の内容は、次のとおりとする。

(1) あんしんサポーター更新講座の案内

(2) 消費生活に関する各情報の提供、消費生活講座等の周知

(3) あんしんサポーター活動中の事故等に対する補償（ボランティア活動保険への加入）

6　平成 22 年度の取り組み

サポーターの登録は平成 23 年度以降とし、平成 22 年度は養成講座のみ実施する。

資料 4

平成23年度の事業計画に対する意見・要望

1　消費者行政の強化

(1) 相談業務に関すること

(2) 啓発・教育業務に関すること

2 消費者行政活性化事業を活用した事業の実施

(1) 消費生活センターの機能強化

(2) 消費生活相談員等のレベルアップ

(3) 消費生活相談窓口高度化

(4) 食品表示・安全機能強化

(5) 消費者教育・啓発活性化

(6) 消費者行政活性化オリジナル事業の実施